

第51回 衆議院議員総選挙 及び 第27回 最高裁判所裁判官国民審査 を実施します

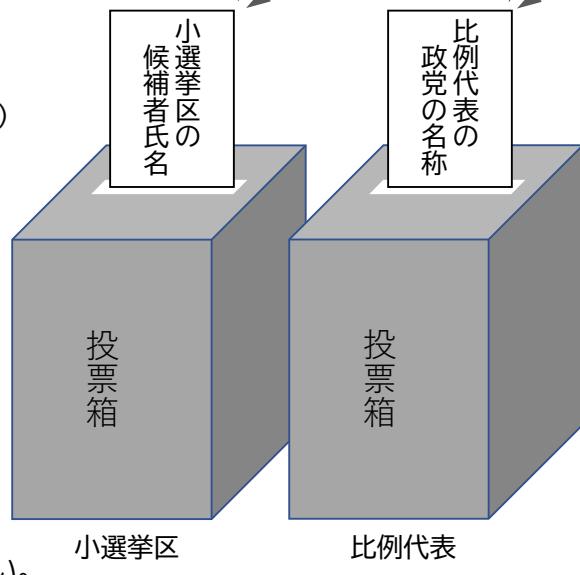


○投票日時

令和8年 2月8日(日) 午前7時から午後8時まで

○葉山町で投票できる人(選挙人名簿に登録されていることが必要です。)

- 年齢:平成20年2月9日までに生まれた人
- 住所:①令和7年10月26日までに葉山町に住民登録(転入届)をし、引き続き3か月以上町内に在住している人
②葉山町から転出し、転出前に3か月以上住民登録があり、葉山町の選挙人名簿に登録されている人で、転出先の選挙人名簿に登録されていない人



○投票用紙の書き方

- (1) 小選挙区：候補者氏名を記入してください。
- (2) 比例代表：政党の名称を記入してください。
- (3) 国民審査：辞めさせたい裁判官がいる場合 →その氏名の上の欄に×印を記入してください。
いない場合 →何も記入しないでください。

※「比例代表」と「国民審査」は同じ投票箱です。

投票所入場券(圧着はがき)は2月2日(月)から3日(火)までにお届けする予定です。
入場券がなくても選挙人名簿に登録されているご本人様であることが確認できれば投票できます。

○選挙公報

- 候補者の氏名・政見などをお知らせする選挙公報は、新聞折り込みにより2月4日(水)に配布する予定です。

<新聞の種類> 朝日・神奈川・産経・東京・日本経済・毎日・読売の7紙です。

- 新聞折り込み以外に町内の公共施設やコンビニ・金融機関等にも「選挙公報ボックス」を設置して選挙公報を用意している施設もありますのでご利用ください。設置場所については、町ホームページで確認できます。
- 選挙公報を入手することができない人には、郵送しますので、選挙管理委員会までご連絡ください。
- 選挙公報は、公示後に、神奈川県選挙管理委員会のホームページ内(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/em7/2026syuugi.html>)に掲載されます。



QRコード
(県HP)

○期日前投票

投票日当日、仕事・旅行などやむを得ない理由により投票できない人が、事前に投票できる制度です。町内2箇所で実施しますが、期間や時間が異なりますのでご注意ください。なお、期日前投票する人は、投票所入場券裏面の「宣誓書」の記入が必要となります。事前にご記入の上、ご持参ください。

■葉山町消防署 1階会議室

期間 令和8年1月28日(水)～2月7日(土) 11日間

時間 午前8時30分から午後8時まで

※国民審査の期日前投票は2月1日(日)からです。

■ハヤマステーション 1階会議室

期間 令和8年2月5日(木)～2月7日(土) 3日間

時間 午前9時30分から午後7時まで

※ハヤマステーションでは、不在者投票はできません。

※持参するもの:投票所入場券(お手元に届いている場合は、ご持参ください。入場券がなくても投票できます。)

※投票日当日には18歳に達するが、期日前投票を行う日にまだ17歳の人は、期日前投票ではなく不在者投票をすることになります。不在者投票ができる場所は、葉山町消防署のみです。

期日前投票宣誓書の記載方法

投票を行う日を記載してください。

令和8年 月 日

宣誓書

私は、選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

- | | | |
|---------------|-------------|---------------|
| 1. 仕事、学業、冠婚葬祭 | 2. 旅行・外出など | 3. 疾病・負傷・出産など |
| 4. 交通至難の島等 | 5. 他市区町村に居住 | 6. 天災・悪天候 |

上記は、真実であることを誓います(不在者投票を行う場合は、併せて投票用紙等を請求します。)。

葉山町 選挙管理委員会委員長 様

氏名	葉山 太郎	生年 月日	明・大・昭・ 12年4月12日
現住所	葉山町堀内2135		

氏名、生年月日、現住所を記載してください。

○不在者投票

- 投票日当日や期日前投票期間中、お仕事や旅行などで町外へ滞在している人は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。あらかじめ手続が必要になりますので、選挙管理委員会にお問い合わせの上、投票用紙を請求してください。
- 関係書類は、町ホームページからダウンロードできます。マイナポータルからオンラインで申請をすることも可能です。(マイナンバーカードが必要です。)



QRコード
(マイナポータル)

- 病院・施設等での不在者投票は、入院された病院等が指定された施設であればその施設で不在者投票ができます。投票については、あらかじめ手続が必要になりますので病院・施設等にお尋ねください。
- 下記表①の基準に該当する人は、郵便等による不在者投票ができます。さらに表②に該当する人で表①の基準に該当する人には代理記載の制度があります。投票するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、事前の手続きについて早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。

表① 郵便による不在者投票ができる人の基準			表② 代理記載ができる人の基準	
身体障害者手帳を持っている人	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級又は2級	視覚障害・上肢障害	1級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級又は3級		
	免疫・肝臓の障害	1級から3級		
戦傷病者手帳を持っている人	両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症	視覚障害・上肢障害	特別項症・第1項症・第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症から第3項症		
介護保険の被保険者	介護保険法上の要介護者	要介護区分5		

※郵便等投票の投票用紙の請求期限は、2月4日(水)までとなっております。

○点字・サインガイド等・代理投票

目の不自由な人のため、投票所に点字器やサインガイド、紙の色と文字の色を反転させた候補者氏名掲示を用意しています。また、係員が代理で記載する制度もありますので、投票所で係員にお申し出ください。係員が代理で記載する場合も、本人が投票所に来ることが必要です。

◆当日投票所は10箇所、期日前投票所は2箇所です。

